

特集

今こそ、
この子らを世の光に

福
祉
し
か

286号

発行日 2017年 1月
(平成29年)

目次

“この子らを世の光に”

～今、問われるノーマライゼーション～ P 2～13

平成28年度「滋賀の縁」認証・奨励団体 P14

滋賀県社会福祉協議会の定款変更について P15

ふれあい基金・善意銀行へのお礼 P16

[発行]

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

<http://www.shigashakyo.jp>

〒525-0072 草津市笠山7丁目8番138号

TEL 077-567-3920 FAX 077-567-3923

“この子らを世の光に”

～今、問われるノーマライゼーション～



金子秀明さん

金子 神奈川県相模原市の津久井やまゆり園に入所している障害のある人たち19名が、元職員に次々と命を奪われてしまった事件から明日で3カ月になります。

この事件は、その凄惨さと、事件そのものの持つ衝撃と同時に、「障害のある人間なんていなくなればいい」といった趣旨の犯人の

金子 神奈川県相模原市の津久井やまゆり園に入所している障害のある

コメンタリートークが、われわれに大きな衝撃を与えるました。

7月26日の事件があつた直後に「縁」（えにし、滋賀の縁創造実践センター）の小委員会リーダー会議があり、会議後、この事件で障害のある人たちが、どれほど不安を抱えたのだろうか、今すぐ何らかの行動を起こすべきと確認し、滋賀県内の約700の障害児者福祉事業所に緊急アンケートを取ることとしました。200近い事業所から丁寧な回答をいただきました。その報告書には、障害を持つ人や家族が、この事件でどんな思いをしたか、その不安や悩みだ

私たち、滋賀の社会福祉関係者は、この事件を特殊な事件としてどう考えるわけにはいきません。この事件をどう受け止め、どう「未来」につないでいくかが問われているのではないのでしょうか。

そこで、糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」という言葉の意味を改めて確認し、ノーマライゼーションと共に生きる社会へを実現するために、どう考え、どう行動すべきか考える機会とすべく、家族、支援者、教育機関、経済関係、行政機関等の8人がそれぞれの立場から思いを語り合いました。

平成28年7月26日未明に発生した、津久井やまゆり園の利用者殺傷事件では、多くの尊い生命が失われ、傷つけられ、多くの人が深く悲しみ、戸惑い、そして、『いのち』の尊厳を考えさせられました。

同時に、容疑者が語る犯行の動機やマスコミ報道のあり方など、この事件は我が国のノーマライゼーションの現状を問い合わせざるを得ない事件でした。

平成28年10月25日(火)に栗東芸術文化会館で開催されました。「この子らを世の光に。～今、問われるノーマライゼーション～」をテーマに「第2回しが地域福祉フォーラム」を開催しました。

平成28年7月26日未明に発生した、津久井やまゆり園の利用者殺傷事件では、多くの尊い生命が失われ、傷つけられ、多くの人が深く悲しみ、戸惑い、そして、『いのち』の尊厳を考えさせられました。

同時に、容疑者が語る犯行の動機やマスコミ報道のあり方など、この事件は我が国のノーマライゼーションの現状を問い合わせざるを得ない事件でした。

【注1】

私は、精神に障害のある人たちを支援する現場にいます。利用者の不安や悩みは本当に深いものがありました。さまざま不安が口にされました。その不安と、現場の職員は真摯に向き合って、改めて共に生きることを誓いました。

そして、この事件は、人権に配慮して匿名での報道がなされました。匿名報道についての検証はこれからすべきですが、亡くなつた障害のある人たちの「障害があつてもこんなふうに一生懸命に生きたんや」という、生きた証、足跡にまで蓋がされてしまいました。

いじめや、さまざまな問題で生きづらさを抱えている子どもたちに、奪われた命と引き替えに伝えられたかった思いがあると思います。「こんなに楽しいことがあります。やで。」「もつと生きて生き抜きたかった。」僕たちは、その声なき声に、きちんとと思いを馳せていく

第2回 滋賀県社会福祉大会

主催 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会



たいと思います。

そのことに気づいた自覚者として、一人ひとりが大事にされる社会をつくりたいという夢があります。そういう夢を持つている「縁」として、亡くなつた命に代わつて思いを伝えていこうという思いで冊子をつくりました。

この事件を巡つて、さまざまなお報道があり、SNS上では人権を侵害するような声も寄せられています。

セージがあり、たくさんのメールも来ました。300を超えるメールもありましたが、私たち親にとっては、耐え難い批判のメールが1割、2割ありました。19名の方が亡くなられたのが1回目、非難の声が2回目で、私たちは二度殺されたのと一緒ではないかという思いが致しました。本当に、震えが止まりませんでした。

私の子どもはダウン症で、自閉症も抱えています。こだわりが強くて、人と会うというのが苦手で、たくさんの方の支援がないと生活はできません。いま、グループホームで暮らしていますが、1対1の対応が必要なくらいの重度のダウン症です。でも、日々何らかの形で私たちに希望の光を与えてくれています。

非難のなかには、「あなた方が

産んだ障害者は何の役にも立つて

ます。だからこそ今日、われわれは共に生きるということはどういうことなのかということを深めていかなければならぬと思います。

崎山 やまゆり園の事件を、朝一番

でニュースを見たときに、一瞬「テ

ロかな」と思つたぐらいに本当に衝撃を受けました。その日に育成会の事務所に行きましたが、電話

は鳴りっぱなしで、たくさんのメー

ルも来ました。300を超えるメ

ールも来ました。300を超えるメ

ではない「価値がない」という文面もありました。

では、「価値」とは何でしょうか。生産性なのでしょうか。確かに生産性は低いかもしれない。でも、

本人たちが一生懸命仕事をし、また家族と団らんをする。その子どもの笑顔は、あしたの家族の活

力になる。これが、価値がないのだろうか、その思いでいっぱいでした。価値だけを言うのであれば、

この子の笑顔は何百倍、何千倍も、

みんなに力を与えられる、すごい力の価値があるのだと思つています。

事件を受けて伝えたいこと。

それは、本人たちが決して特別な人間ではないということです。その子どもを育てている親も特別な人間ではありません。普通

に結婚をし、たまたま生まれた子どもに少し支援が必要で、手を貸してもらえない生活ができない状況だというだけです。

よく考えたら、年を重ねるとみ



崎山美智子さん

登壇者

- 崎山 美智子さん(滋賀県手をつなぐ育成会 理事長)
重森 恵津子さん(滋賀県立野洲養護学校 校長)
山田 宗 寛さん(社会福祉法人グロー法人本部経営管理部長)
山口 浩 次さん(大津市社会福祉協議会 地域福祉課長)
永井 茂一さん(株式会社ピアライフ 社長)
口分田 政夫さん(びわこ学園医療福祉センター草津 施設長 医師)
市川 忠 稔さん(滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課長)

コーディネーター

- 金子秀明さん(社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事)

んな、何らかの障害をもち、生きづらさが出てくる。障害者に価値がない、いらないというのであれば、将来の自分もいらない、そういうふうに言つているのと同じではないでしょうか。

私たち親の会は、この障害のある子どもが普通に、安心、安全に地域で暮らせたら、教育を受けられたら、という思いで活動していました。今回の事件は、今までの活動を、踏みにじられたようで、悲しく、悔しい思いです。



重森恵津子さん

でも、この滋賀には糸賀先生の素晴らしい言葉があります。いまから、障害のある人を一番理解している私たち親の方からもう一度、「共に生きていこうよ」というメッセージを発信して、私たち育成会として、また親として、きょうだいとしてノーマライゼーションを目指したいと思っております。

重森 今回の事件を聞いたときは休み中で、「すごく大変なことが起きた」ということが、まず頭をよぎりました。「障害者の権利に関する条約」を批准し、やつと「障害者差別解消法」が施行された今年に「なぜこんな事件が起きたんだ」という思いが強くありました。

併せて、勤務地の野洲養護学校は、知的障害と肢体不自由の子どもたちのための寄宿舎があり、夜も大切な子どもたちをお預かりしています。

どうすれば寄宿舎の夜間の安全を確保できるのかということを思っていたところでした。日ごろから

金に、安心して宿舎生活を送ることができるようにするにはどうしていいかというのを、いつま一生懸命に考えているところであります。

の心配が形になってしまったと思いました。子どもたちが、より安全に、安心して宿舎生活を送ることができるようになります。

教育の現場から、私が発信できることというのは、どんな障害がある子どもたちでも伸びる力があるということです。

教育に携わる者として、それをしっかりと見ていくことが大切で、その伸びていく素晴らしさ、可能性を障害のない人たちに丁寧に伝えることが自分の大きな仕事なのではないかと思います。

私が野洲養護学校に勤務して4年目になりますが、すごく嬉しかった子どものことを、紹介したいと思いません。

中学部の生徒で、言葉もありませんし、いつも車いすに乗つて移動している知的障害と肢体不自由の重度重複の子どもです。小学部の担任の先生はその子に卒業証書を立つて歩いて受け取らせたいといふ強い思いをお持ちでした。

その教員は、まず私の顔を覚えさせました。これが卒業証書を渡す役割の者だよということを教えて、そこから始めました。卒業ま

でのその十日間は、その子が校長室に来て、顔を覚えて歩くということにずっと取り組んでいました。卒業式当日、その子はものすごく周りをゆっくりと見渡しながら、少し不安定な足取りでしたけれども、とても得意げに卒業証書を受け取ってくれました。その子は、中学部の2年生になりますが、立つて歩くのが当たり前の生活になりつつあります。

自分で踏ん張つて立ち上がることができ、トイレに行くときや、教室移動のときも自立歩行で行っています。

車いすから座つて見ていた世界

と、それから立つて歩いて見た、

歩行したときの世界が全然違っているのだろうと思います。周りからも刺激をたくさん受けて、いま

では、いろいろな教師がすることのまねができるようになってきて、どんどん可能性を広げていってく

れています。そういう瞬間に立ち合っている自分が、とても幸せだと思います。

学校生活というのは、子どもた

ちの人生のゴールデンタイムをお預かりしているなと思っています。

その関係性をいったん終わりにして社会に出る子どもに対して、本当におめでとうという言葉を言つ

ていいのかどうかというのは、ものすごく悩むことです。けれども、今日はおめでとうと言おうと思つて、いつも高等部の卒業式のときには立っています。

だいぶ前ですが、二つの小学校から一つの中学校に入学する子ども話を、ある先生から聞いたことがあります。

一方の小学校は、障害のある子どもたちとの交流がなく中学校に来た子どもたちです。もう一つの小学校は、養護学校の小学部といろいろな行事で交流をしてきた子どもたちです。この二つの小学校が一緒になった中学校です。

交流をしてこなかつた小学校と、交流をしてきた小学校の生徒との違いが歴然とあって、交流をしてきた生徒たちは、中学生になつたまでも、養護学校の子どもたちとの関わりがごく自然に行われて

いると言つてくださつたことが、すごく嬉しかつたです。

子どもたちの感性というのは、体験から形付けられるので、幼いうちから、感性に訴えるような、しつかりとした体験をしていくことが必要だうと思います。

違いを認めたうえで一緒に生きていくことが始まるのであると思つます。ただ、その交流というの

は、小学校、中学校の、帳面消しの行事であつてはいけないし、交流もできないような学校の忙しい実情はとても寂しく思います。

山田 滋賀県で20年あまり、障害者の人の支援や相談を続けさせていただいています。

ある障害者支援施設の職員から聞いた話ですが、青年の利用者が今回の事件を聞いて、「僕って、障害者だから殺されるんですか」と訊ねたそうです。それも笑いながらです。それに答えられなかつたという職員の悩みも聞きました。

今回の事件は、当事者や家族、働く私たちにとって、恐怖心をこまかせない。それほどの事件だったのではないかと思っています。

最近、「現代思想」という雑誌で、この事件の特集がされました。そこで当事者の方々の言葉は、「心が壊れそう」「絶叫しそうな恐怖」「底が抜けるような、身震いするような恐怖」ということが緩られていました。ここに、私たちがど

う寄り添えるのかということが試されます。一瞬にして社会が暗転したというか、一気に過去へ引き戻されたような感覚です。

さて、私が最初に働いたのは「びわこ学園」でした。いわゆる「寝たきり」の重症心身障害の方が暮らしておられました。

最初、まったく福祉のことはわからなかつたので職員に「どう支援したらいいですか」と聞いたら、「園生さんは自分の意思があるから、それを見逃さないように」と教わりました。

確かに、おむつ交換の時はおむつをあてると、おしりを上げられるわけです。スプーンで水を飲むのも、自分の力で口を開けてくださる、流し込むのではないということです。意思を確認するという支援が大事ということを学びました。

次に働いた「唐崎やよい作業所」は、障害の重い自閉症や知的障害の人がおられました。ちょうど、養護学校を卒業した障害の重い人が施設に通い始めた頃です。しかし毎日がパニックへの対応の連続で「どう対応していいかわからぬ」という状況が続きました。

しかし、よく利用者の方の姿を見ていると、「もっと人と関わりたい」「自分のやりたいことをもつとしたい」という要求に気付きました。それを妨げているような支援をしていて、何だか大変な思いをさせているのではないか。そういう思い、「一人ひとりどんなことが好きなんだろうか」と活動を考えていきました。

そのなかで、私が学んだのは、「尊敬」という言葉です。このことは説明をするときには結構難しくて、どう伝えたらいいのかと悩みます。

しかし、それはシンプルに「自分らしく、その人らしく生きること」なのだと思います。福祉は、一人ひとりの意思や願いを大切にした取り組みであり、そのことを実現する社会を築くことなのだということを学びました。このことを、今回の事件の犯人は大きく傷付けたと思います。

糸賀先生は、社会福祉という言葉の意味を、「社会全体の組織のなかで、一人ひとりの福祉が保障される仕組みをいう」と言つておられます。さらに続けて「ひとり

犯人は、「施設で働いている職員は生氣の欠けた瞳をしている」と犯行予告に書いていました。けれども、働けば働くほど職員の瞳は輝いていき、笑顔になれるのが、この仕事です。私たち福祉職員にできる最大限のことは、身近な利用者や、その家族の支援や実践をしていくことだと思います。

私は滋賀県で仕事をして27になりますが、最も影響を受けたのは、平成8年に発覚した、旧五個荘町で起こったサンクループ事件でした。この事件で、28人の知的障害者が虐待を受け、4人が殺されました。私は、同時期に福祉

たい」「自分のやりたいことをもつとしたい」という要求に気付きました。それを妨げているような支援をしていて、何だか大変な思いをさせているのではないか。そういう

と思います。

障害のある人が社会に何も産み出せないということではなく、社会を築いている一人だということを施設現場にいると実感します。だから、社会に人間らしく生きることの大切さを、現場を通して発信していくことが大事だと思います。

私たちの仕事は、糸賀先生はじめとする様々な諸先輩方の福祉の実践が基盤になって、今があると思っています。そういう意味では、私たちの仕事というのは、全ての人の生きる価値を共有する仕事です。

糸賀先生は、「社会福祉」という言葉の意味を、「社会全体の組織のなかで、一人ひとりの福祉が保障される仕組みをいう」と言つておられます。さらに続けて「ひとり

ここに、私たちの福祉や教育の仕事の意義、方向性があると思って



山田宗寛さん

で働いている職員として、この事件は決して忘れてはいけない。滋賀県で働いていく間は、この事件を伝えていくのが自分の役割だと思いました。

サンクループ事件は、社長に刑事责任が問われました。そして、社長、国、県が賠償命令を受けました。私は、このサンクループ事件で支援者の皆さん支援の姿勢を学びました。多くの支援者が知的障害を持つ皆さんのために、このサンクループ事件を共有化し、滋賀県社会福祉協議会に権利擁護センターをつくり、この事件を風化させない、この事件に学ぶという姿勢で取り組んできたわけです。

今回の事件をどう乗り越えるかは、私たちにとって大変重いところですけれども、この事件と一緒に語り、乗り越えることが重要なことだと感じています。

地域では、少しずつ自治会加入率が下がっています。大津市では、私が社協に就職した平成2年は



山口浩次さん

まで下がっています。回観板や、広報誌が届かない家が約4割あるというところに、大きな時代の変化を感じます。それとともに、孤立や孤独、生きにくさを抱えた人たちの相談対応が遅れるという現状を見てきています。また、生きにくさを抱えた方が搾取や、虐待を受けているという状況もたくさん見えてきました。

そんななかで、私たちは支援に関わることができました。サンクループ事件で学んだこと、支援者

の姿を思い浮かべながら、「自覚者が責任者」と言われた糸賀先生の言葉を胸に、「まず気付いた者からやるんや」と、そんな思いで仕事をしていました。

障害のある人たちの働く場をつくる法定雇用率という指標があるのですが、なかなかそこに行き着きません。この行き着かない理由は、おそらく障害を持つている人たちというのは、なかなか生産性が上がらないと思っているからなのではないかと思います。

私も、そういうことを知らない

状況で、29歳から社長業をやり始めました。経営というのは金もうけだと思つていました。経営者なのに、経営がよく分からなかつたわけです。平成の初めのころでバルという時代がありました。バルが崩壊して企業の業績が急に悪化し始めました。多くの企業は、利益が出せないから、リストラと言われる首切りを始めたわけです。

もう一つ、大きなことは、私たちが感じたり、聞いたりしたことを見、地域の皆さんに伝えたり、語つたりすること。地域の皆さんの方を引き出す役割も私たちに与えら

85%でしたが、平成28年には63%

まで下がっています。回観板や、広報誌が届かない家が約4割あるというところに、大きな時代の変化を感じます。それとともに、孤

立や孤独、生きにくさを抱えた人たちの相談対応が遅れるという現状を見てきています。また、生きにくさを抱えた方が搾取や、虐待を受けているという状況もたくさん見えてきました。

そんななかで、私たちは支援に関わることができました。サンクループ事件で学んだこと、支援者

の姿を思い浮かべながら、「自覚者が責任者」と言われた糸賀先生の言葉を胸に、「まず気付いた者からやるんや」と、そんな思いで仕事をしていました。

障害のある人たちの働く場をつくる法定雇用率という指標があるのですが、なかなかそこに行き着きません。この行き着かない理由は、おそらく障害を持つている人たちというのは、なかなか生産性が上がらないと思っているからなのではないかと思います。

私も、そういうことを知らない

状況で、29歳から社長業をやり始めました。経営というのは金もうけだと思つていました。経営者なのに、経営がよく分からなかつたわけです。平成の初めのころでバルという時代がありました。バルが崩壊して企業の業績が急に悪化し始めました。多くの企業は、利益が出せないから、リストラと言われる首切りを始めたわけです。

もう一つ、大きなことは、私たちが感じたり、聞いたりしたことを見、地域の皆さんに伝えたり、語つたりすること。地域の皆さんの方を引き出す役割も私たちに与えら

れていると感じています。

今回の事件を、地域福祉を担っているわれわれとして、どう語り、どう次に伝えていくのか。今日がスタートになると考えています。

永井 今回の事件を見ると、加害者が障害者に対する価値がないとか、役に立っていないとか言っているようですが、おそらく、われわれ産業界、企業界のなかでも、障害のある人たちは、まだまだそういうふうに捉えられているのではないかと思います。

確かに企業は、利益を上げていかなれば納税はできない。でも、そのことで働いている人の首を切つていいのかと、もやもやした覚えがあります。

当時は、まだ駆け出しの経営者で、経営の勉強会というものを探し合して、中小企業家同友会に入りました。そこで、初めてもらった経営の本が、人間尊重の経営、人を生かす経営という本で、それで勉強をしました。

まず、そこには、「そもそも経営とは何だ」という話が書かれていました。経営というのは、経済活動を営み、経世濟民（けいせいさいみん、経世濟民）「世を經（おさ）め、民を濟（すく）う」という、福澤諭吉が明治の時代に中国から持ってきた言葉です。



永井茂一さん

15年ぐらい前に、障害者を雇用している素晴らしい経営者の講演

会に出向いたことがありました。その会社は、さまざまな障害を持っている人たちに働く場を提供していました。その話を聞いたときに、私は自分自身が恥ずかしくなりました。自分の会社で、社員を見て、「おまえの出来が悪い」と言つていたわけです。実は、出来が悪いというのは社員ではないということに気が付きました。

その経営者は、障害を持った人たちの多様な可能性をしつかり見つけてあげて、その人たちの力をしつかり引き出し指導している素晴らしい経営者でした。自分は、社員の出来が悪いと言つて、社員の可能性を見ることができない経営者だったということに気付いて、それから人の見方、経営に対する思いが変わり始めました。

最初は直接の障害者の雇用といふのは、なかなかできませんでした。私は、不動産会社をやつてしまして、まずはアパートとか、マンションのお掃除等を作業所にお願いしようとか、それから会社の印刷物だとか、会社の中でお客さまにお出しするお菓子だとかを施設にお願いしようと考へました。でも、いずれは障害を持つた人たちが働ける会社になれたらいいなと思つていました。

いまでは、3名ほどの障害を持つ人が働いてくれています。私の会社では、社会で落ちこぼれだから、ひきこもりだとか言われる人たちに、非常に活躍していただいている。

一人の社員をご紹介します。その社員は12年前に入社をしましたらった社員です。当時の年齢は36歳でした。ずっとひきこもりでした。お父さんが私の会社に、田んぼを売つてくれとやつて来ました。次の年にも、その次の年にも田んぼを売つてくれとやつて来ました。

「なぜですか」と聞いたら、「うちは7人家族だけど一人も働いてへん」ということでした。90代のおじいちゃん、おばあちゃん、それから本人が70幾つ、心配なのは息子のことです。36歳でも、まったく働いてへんと。「うちの息子を使つたつてくれ。ただでいいから、働き方を教えてやつてくれ」とおっしゃいました。

当時、髪の毛は薄いし、眉毛もなく、顔が青かった彼が、わが社に来て働いてくれるようになつて、髪の毛は生え、眉毛は生え、顔は黒くなつてくる。とても、輝いてくれています。ですから、多くの人たちが輝いていく場をつくり出すということが経営者の役割なの

だなということを実感しながらやっています。

口分田 重症心身障害という存在は、

呼び掛けて答えてくれるのは、ごくわずかですし、自分から話した件があつたときに、犯人にとっては、真っ先に殺すべき存在だというう、そこに戦慄を覚えました。もう一度、重症心身障害の方と生きる意味ということを思い出し、掘り起こして、深めて社会に発信していくということが必要なのではないかということを感じております。

重症心身障害の方は、食事を取るときも、移動をするときも、ベッドからストレッチャー、車いすに移動をするときも、多くの人の手のなかで暮らしています。職員、あるいは家族の手が触れ合うというケアのなかで生活しています。

職員を見ていてもそうですが、ご家族に接していてもそう思います。重症心身障害の方の存在といふのは、出会うことにより、お互いの命の可能性を感じていく存在なのでないかと思っています。

もう一つは、やはりこの人たちは、つくり出す存在だと思います。実際に工業製品をつくり出すとか、お金儲けるとか、そういうことではないのですけれども、長く関わることによつて、いろいろな人たちが輝いていく場をつくり出しているなと思っています。



口分田政夫さん

皮膚の色が少し変わる、そういうことと対話をしながら生活をして、ケアをしていくということを繰り返しやっています。

何も分からぬと思われている方の中に、やはり何か、心とでも言えるべきものを、日々のケアで感じることができます。それが分かつたときに非常にケアがうまくいって、いい表情も引き出されてきて、いい反応が出てきます。

それは、当事者の重症心身障害の方の笑顔にもつながるし、なぜか関わる者も、すごくそれがぴたりとはまったときに、とても嬉しいという、自分の可能性が引き出された感じがある、そういう気持ちを持っています。

職員を見ていてもそうですが、ご家族に接していてもそう思います。重症心身障害の方の存在といふのは、出会いにより、お互いの命の可能性を感じていく存在なのでないかと思っています。

もう一つは、やはりこの人たちは、つくり出す存在だと思います。実際に工業製品をつくり出すとか、お金儲けるとか、そういうことではないのですけれども、長く関わることによつて、いろいろな人たちが輝いていく場をつくり出しているなと思っています。

例えば、食事介助のときです。

介助する側のペースだけでは、うまくいかなくて、ご本人が飲み込むタイミングとか、飲み込める食形態といったものがうまく合って、非常にいい飲み込み方をしてくれて、おいしそうな表情が出たときに、その瞬間を共同でつくり出しきたという感覚があります。

食べることというのは、生きることではあるのですけれども、そういう瞬間を共同でつくり出せたという、それが重症心身障害の方がつくり出しているものなのではないかと思っています。

糸賀先生は、重症心身障害の方は、他と置き換えることができない自己実現をしていて、そのものが生産であり、創造であるとおっしゃっています。われわれも、生きることの瞬間、瞬間が、共同で何かをつくり出し、創造しているという感じがします。

創り出す周りの人たちも、当事者の方も、共同作業で何かお互いに役に立っているという感じがすごく嬉しいわけです。そのように、創り出す存在だということを社会に発信していく必要があると思つています。

もう一点は、少し観念的にはなりますけれども、重症心身障害の

方の存在は、まさに人間の基本のありようなのではないかと思つてあります。

赤ちゃんのときや、高

齢になつて動けなくなつたとき、それから夜に寝ているときとか、病気のときとか、あるいは手術を受けているとき、そういう意識を持つて活動をしている時間帯よりも、むしろ意識が十分働いていない時間帯の方が、われわれの存在としては長いのではないかということです。

そういう、何かに包まれて安心できるという基本的な条件のなかに一人ひとりの活動があつて、その根底が崩れてしまうと生きることの不安につながっていくのだろうと思つてゐるところです。

そういう意味で、重症心身障害の方のことを大切にしていくといふことは、みんなが豊かに生きると言ふことに非常に関係してくる



の根柢が崩れてしまうと生きることの不安につながっていくのだろうと思つてゐるところです。

保護者の皆さんも、不安の声を挙げておられるということでした。自力で「助けて」と言えない人が多いなか、親御さんの思いとしては当然のことであると思います。

国からも、その日の夕方には、安全確保の通知が出ました。そうしたなかで、国も補正予算で施設の安全対策に対して助成の措置をするということで、これを受け県では、9月の県議会定例会議で予算を計上しました。

それを気付かせてくださったのは、全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長が出された「安心してください、私たちが守りますから」という障害のある人に向けたメッセージです。【注2】その視点が、行政側には少し欠けていたのではないかと思いました。タイミングもありましたが、そこを大切にしていかないと

ゲループホームは、岩手県で害の被害を受けたところもあります。防火対策としてスプリンクラーを付けなければいけないとか、いろいろな課題があります。こういった課題が山積するなかで、まずは入所施設の安全対策を優先するという対応で進めていくということになりました。

また、私たちは、事件を受けて

一番心配しておられる方は誰なのかということを考えました。この問題は、どうしても特別な事件のように捉えがちだったのですけれども、障害のある一人ひとりの、そして全ての人に対する問題であるということを私たち自身が、すぐ気付かなければいけなかつたわけです。

は、全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長が出された「安心してください、私たちが守りますから」という障害のある人に向けたメッセージです。【注2】その視点が、行政側には少し欠けていたのではないかと思いました。タイミングもありましたが、そこを大切にしていかないと

思いました。

それから、何よりも、滋賀県の福祉関係者が人々におつ

しょう。介護者が、知的障害者や認知症の方に暴力を振るわれることはニュースにならず、介護者が利用者に暴力、暴言は大々的にニュースになるこの現状はおかしいと思います。

何が言いたいのかまとまつていませんが、身内に知的障害者がいるということを経験したことがない周りの人が、命は平等、誰に生きる権利があるなどと軽々しく言うのはどうなのかと思います。

もちろん、誰にも生きる権利があるし、誰かがそれを終わらせる権利はないと思っています。気分を害された方、大変申し訳ありません。排除したいとか、生きるなとか、言っているわけではありません。

私は、自分の兄が重度の知的障害者です。母が付きつきりで面倒を見ています。兄のせいで、私の小中高時代は悲惨でした。私のことを、ばい菌扱い。家に帰れば、兄の下のお世話。昼夜を問わず叫ぶ兄のおかげで、近所の人たちには、会うたび、家族全員頭を下げてきました。

現在、施設に入っていますので家庭内は平和ですが、実の家族である兄がいなくて平和を感じている、そのことに両親と私で、いつ

も後ろめたく感じています。今回の事件をニュースで見て、私の考え方方がおかしいのかと思つて書きました。」

こういう意見もたくさんあります。それに対しても、さまざまなお答えをいただきました。ただ、こういったことを言わざるを得ない社会的な偏見があり、生きたことの証、素晴らしさを伝える前に、それ以上にたたかれてしまうことを懸念しなければならない社会である。そういう現状にあるということも現実の問題です。

そのことを踏まえて、山田さんから総括的にお話しいただけますでしょうか。

山田 重症の方のことを介護するときには、それは自分たちの問題となるがっているということを私たち自身が思いを馳せていく、そういう社会になつていかないといけないと思うわけです。

滋賀県というところで誇るべきことだと思うのは、戦後すぐに、この人たちに隠された個性を見つけだして社会のなかで輝かせなければならぬ「愛の殿堂をつくろう」と近江学園ができたことです。

それが、いまの社会のなかで強いメッセージを發揮していると思います。人にはそれぞれ發揮でき

る力がある、それを認め合つてくような社会に向けて進んでいくということです。デンマークで「ノーマライゼーション法」ができたのが1959年です。それより前に、近江学園では「この子らを世の光に」という実践に取り組まれていたわけです。滋賀県が日本の先頭になって、私たちが身近な人の問題を解決するということを発信していくことが大事なのでしょうか。

金子 水井さんから、働く現場を通して、彼らの命ということでメッセージをいただければと思います。

永井 私も、「障害者の雇用をやって大変ですね」という言われることがあります。これは裏返すと、その方は障害を持つた人が仕事になるのかというメッセージが隠れているわけです。

私は、「ではあなたは経営の意味を知っていますか」と言うわけです。それは、われわれ企業はなぜ人を採用するのか、人はなぜ働くのか。もっと言うと働くということは何なのか、さまざまな働き方があると思うわけです。

確かに、われわれは商品やサービスを提供するなかで地域や社会に役に立つことをやっているわけなのですが、やはり地域の暮らし



を守つていくためにも、多様な人たちの働く場を提供する、さまざまな方を育てるという、こういう役を担つていて思っています。経済には、経世済民（けいせいさいみん、経世済民）「世を經（おさ）め、民を濟（すく）う」という、誰もが誰もの幸せに生きられる社会づくりという意味があるわけです。

働くということのなかで、人が育ち、人が輝いていくという経験をしています。実は、わが社に聴覚の障害があり、生まれつきまったく耳が聞こえない女性が働いています。

部下を育てることができない上司は、それまでは「俺の言葉をちゃんと聞いているのか」と、やつていたのですが、彼女にはそんな言

葉すら伝わらないわけです。要は、伝えたかどうかではなくて、伝わったかどうかということを、その上司は聴覚障害の方に教えられたわけです。

そのような、障害を持つた人たちが企業のなかに入つて、組織のなかが明るくなるとか、自分たちに至らない何らかのものが見えた。そんなことがあるのではないかと思ひます。そこが、根底には自分たちの命の重みとか、一人ひとりが生きている意味につながつてくるのではないかと思います。

金子 行政という福祉現場から、共生社会づくり、人とのつながりを広くするという立場でご発言をお願いしたいと思います。

市川 県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、あるいは難病患者の方の医療費の受給者証を、対象となる方一人ひとりに交付する仕事をしています。

一人ひとりそれぞれの事情、家庭の背景があると思います。それにおかれている立場も違いますし、先ほど金子さんが紹介されたような思いで日々過ごしている方もおられることかと思います。

こういった様々な方々がおられ

るなかで、さらにもっと広げて考えますと、障害のある方のほか、認知症の方も、それからひきこもりの方などもまわりにたくさんおられるわけです。

それぞれに家庭のなかで困っていること、助けてほしいこと、あるいはこうしたら支えられるといふことを、皆さんもどこかに思つておられるのではないかと考えます。

私たちも、障害福祉の枠を少し広げながら、つながりをつくつていいく、そういうことは行政だけでは絶対にできないことですから、皆さん方と一緒に取り組んでいかなければいけないと思っております。

金子 親の立場として崎山さん、最後に皆さんにコメントをお願いします。

市川 県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、あるいは難病患者の方の医療費の受給者証を、対象となる方一人ひとりに交付する仕事をしています。

崎山 今回の事件では、匿名の報道でした。それは、やはり家族、遺族の方から見れば、きょうだいであつたり、親戚であつたりというところに、まだ遠慮があるのかなという思いがあります。

本人が高齢化、また保護者も高齢化が問題になっています。親の代から、きょうだいの代に伝えておかなければいけないことがあると思うわけです。

育成会も、いままで本人さんにとっての支援を厚くという運動をしてきました。でも、何年からか、本人さんを囲んでいる親であり、きょうだいにもやはり支援が必要だと言つてきました。

もちろん、きょうだいに対する

支援では、いろいろな支援をして

いかないといけないし、気持ちへ

の支援が大事になつてくると思い

ます。親がいなくなつたら、実際

に障害のあるきょうだいをどうやつ

て世話をしていくべきかといふことや、経済的な不安があります。

私は、若いお母さんには、でき

るだけきょうだいには同じ境遇のお友達をつくるようにした方がいいよと言っています。親にも、誰にも言えないけれども、同じ境遇

ます。

のきょうだい同士で、何でも言いつておけばいいと言つています。また、きょうだいには、「障害のあるきょうだいのせいで、あんたは」というのではなくて、「せいで」というのではなくて、「きょうだいの「おかげで」」こういうふうに生活ができる、いっぱい、友達もできたよねと言つてほしい

と言つています。

家族にとつて障害のある子どもは、邪魔な存在ではなくて、家族の中心に置くことで、またきょうだいも成長していくのが共生社会を目指す基本中の基本ではないかと思つて、次の時代の、未来の人たちに、思いを伝えていきたいと思つています。

金子 共生社会といいながら、実は

地域社会のなかでは、自治会の加入率が減つたり、地域社会そのものつながりが弱まつたりしつつ

あるというお話がありました。そ

ういうなかで、あえていま私たち

は何ができるのか、山口さんの立

場からご提案いただきたいと思います。

山口 自治会加入率の回復をどうす

るかというのは、地域社会がこれから考えていく大きな重いテーマです。

それと共に、問題を抱えた当事者同士がつながる力をつけるといふのも、地域社会のつながりが少なくなつていかで、大切なことではないかと考えています。

私は社会福祉協議会で、断酒会に通いながら、アルコールで家族をめちゃくちやにした当事者たちが立ち上がりしていく姿を見てきました。また、アルコール依存症の家族で、子ども時代を台無しにされた子どもたちが大人になり、その人たちが話し合っている、そういう当事者の会にも携わってきました。

今回の事件を受けたときの大きな苦しみや課題を、崎山さんがおっしゃったように、当事者として、兄弟姉妹が語り合うような場をつくる。そのなかで何か前向きなものを見つけていく。

そうした取り組みや、つながりづくりを手をつなぐ育成会とともに、地域の社会福祉協議会、または社会福祉法人の職員たちが一緒に、体験させてもらうことで、より学びえるのではないかと考えています。

断酒会などの当事者のグループには、「言いつ放し、聞きっぱなし」という語りのルール」があります。

大津市社協では、このルール

に大いに学んでおり、「弱さの情報公開」ということを大事にしています。今日のフォーラムを次につなげていきたいと考えています。

金子

口分田先生は、重症心身障害と言われる人たちが、実は命の可能性に気付かせる存在であつたり、つくり手、創造者であつたりするとおっしゃいました。そういうことを地域社会が共有していくため、どうあればいいかという点を示唆していただければと思います。

口分田

やまゆり園の事件は、生活する場から重い障害者を排除する事件だったと思います。しかし、重症心身障害との関わりの歴史は、やはりどんな重い障害がある方でも、そのまで光っている。伸びる、伸びないに関係なく、そこに居るというあることの価値、一人ひとりのかけがえのなさということを見つけてきたと思います。

高谷清先生の著書に、「重い障害を生きるということ」という本があります。生きることはかわいそうなのかという問い掛けから始まるのですが、やまゆり園では、その問い合わせから、誤った信念や妄想が殺傷事件を起こさせた不幸な事件でした。

滋賀県の歴史は、やはりそ

う人たちを見たときに、制度のないときに近江学園をはじめとするいくつかの施設をつくつたり、びわこ学園をつくつたりして、何とかこの人たちの可能性を引き出そ

うとしてきたという思いの歴史があるのではないかと思います。そういう意味で、重度の障害がある人たちが居る場所を、そこと地域のつながりのなかでつくっていくということが、いま求められています。このではないかと思います。

いまもさまざまな虐待への対応や、重症心身障害ではないけれども、高度な医療的ケアの必要な子どもたちであるとか、社会のなかでまだ対策が確立されていない課題を抱える人たちが地域で生活されているわけです。そういう人たちが、どのような状態であつても、人間の英知で、地域、専門家、そういう人と人とのつながりのなかで、そういう人たちが生きやすい場所をつくっていく。そして生きていくことによって、本当に内面によろこびを感じて生きていく姿のようなものを、関わった人がどんどん伝えていくということがとても大事なのではないかと思つて

います。

金子

皆さんのが、終始一貫おっしゃつていたことで、いま口分田先生からお話をいただいたように、生まれたときから最後まで、看取りのときまで、この地域のなかで人が生きていく場所が必要であると思



障害のある人だけではなくて、いま、さまざまな生きづらさを抱えた人たちが社会のなかにはいます。子どもたちの貧困の問題、いじめの問題、ひきこもりの問題。甲賀で「奏かなで」というモデル事業を若い人が中心にやって

くださっています。

障害や病気の相談や診断も受けない方や、働いていない、働けない自分を常に否定したり、誰かと比べたり、そういうなかでどきどきしながら、誰かが手を差し伸べてくれるのを待つてたりする。

自殺をした青森県の女の子の写真が賞をもらうという話がありました。私も非常に衝撃を受けて、今回のやまゆり園の事件とつい重ねて見てしました。

あの女子中学生のおじいさんが、私の孫がいじめで亡くなつた、この写真を見て、誰かが「おまえはいじめられてへんか、大丈夫か」、そういうふうに語るきっかけに孫の写真がなるとすれば、それは孫が生きた証になるのではないかとう話をされました。

女子中学生の遺書は、「みんなに迷惑を掛けるし、悲しむ人もいるかも知れない生きる価値が本當にないし、きれいな死になりました。」という最後になつていました。

きっと死にたいぐらいの人とのつながりを求めていた。笑顔のながで、そういつた思いをたくさん持っている人が、この私たちの地

域のなかに必ずいる。そのことを

私たちは自覚して、そしてこれからの実践や、日々の暮らしのなかで、次の世代や周囲の人々に、それと伝えていくことに現場の人間や行政も責任を持つていかなればならないし、市民の方と命を抱えていくということをしていかなければならぬという責任があると思います。

長い時代、年月をかけて、ここまで来ました。教育が受けられないと言っていた人たちに教育が保障されたように。そして、これから100年後どういう時代を創っていくか、私たちは長い長い取り組みをしていかなければなりません。種をまいて、まき続けて、次に種をまいて育ててくれる人を僕らはつくつていかなければならぬという責任があります。

やまゆり園で、無念のなかで命を落としていった、障害のある19名の人たちの生きてきた生き方、そういう思い、声なき声に、私は今日は思いを馳せながら、これから私たちの生き方と実践に、彼らの命を生かしていきたい、そのことを確認して今日のシンポジウムを終えたいと思います。

【注2】全国手をつなぐ育成会連合会・久保会長のメッセージ

津久井やまゆり園の事件について
(障害のあるみなさんへ)

7月26日に、神奈川県にある「津久井やまゆり園」という施設で、障害のある人たち19人が殺される事件が起きました。容疑者として逮捕されたのは、施設で働いていた男性でした。亡くなつた方々のご冥福をお祈りするとともに、そのご家族にはお悔やみ申し上げます。また、けがをされた方が一日でも早く回復されることを願っています。容疑者は、自分で助けを呼べない人たちを次々におそい、傷つけ、命をうばいました。とても残酷で、決して許せません。亡くなつた人たちのことを思うと、とても悲しく、悔しい思いです。

容疑者は「障害者はいなくなればいい」と話していたそうです。みなさんの中には、そのことで不安に感じる人もたくさんいると思います。そんなときは、身近な人に不安な気持ちを話しましょう。みなさんの家族や友達、仕事の仲間、支援者は、きっと話を聞いてくれます。そして、いつもと同じように毎日を過ごしましょう。不安だからといって、生活のしかたを変える必要はありません。

障害のある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。障害があるからといって誰かに傷つけられたりすることは、あってはなりません。もし誰かが「障害者はいなくなればいい」なんて言っても、私たち家族は全力でみなさんのことを見守ります。ですから、安心して、堂々と生きてください。

平成28年7月27日

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保 厚子

【注1】「今こそ、この子らを世の光に」

津久井やまゆり園の事件を受けて、滋賀の縁創造実践センターが改めて「この子らを世の光に」を問い合わせしたいという思いから、滋賀県内の障害福祉サービス事業所の管理者を対象に平成28年8月15日から31日にかけて実施した緊急アンケートをまとめ、滋賀県手をつなぐ育成会とともに発刊した冊子。育成会からのメッセージ、緊急アンケートの結果、事業所からのメッセージ等が掲載されている。

(問い合わせ…滋賀の縁創造実践センター 077-569-4650)



今回、新たに13団体等が 「滋賀の『縁、』」に認証・奨励されました！

「滋賀の縁」認証・奨励とは、「滋賀の縁創造実践センター」（以下、センター）がめざす、トータルサポートを暮らしの場で実感できる共生の場をつくり、活動する団体、施設・事業所等を「滋賀の『縁、』」としてセンター及び滋賀県社会福祉協議会ならびに滋賀県が認証、奨励することにより、こうした取組みを浮かび上がらせ、未来の県民へと営みをつなぎ、ひろげていくことを目的とし、平成27年度から開始した取り組みです。

今回、認証、奨励された団体等をご紹介します。

<認 証>

団体等名称（認証番号）	認証された取り組み
社会福祉法人びわこ学園（認証第5号）	在宅重症心身障害児者の地域ケアの取り組み
社会福祉法人グローサービスセンターがーと（認証第6号）	利用者主体の地域生活支援の実践
社会福祉法人グローボーダレス・アートミュージアムNO-MA（認証第7号）	障害のある人の造形活動支援
社会福祉法人共生シンフォニー（認証第8号）	ソーシャルエンタープライズとしての実践～ひとり親、ひきこもりの人、虐待を受けて悩んでいる人たちへの就労の場の提供
株式会社なんてん共働サービス（認証第9号）	認知症高齢者ケアの場における知的障害者の就労
大野木長寿村まちづくり会社（認証第10号）	地域住民主導による介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み
レイカディア大学同窓会・レイカディア大学サポート隊（認証第11号）	レイカディア大学卒業生による地域貢献活動と生涯現役社会づくりの実践
淡海フィランソロピーネット（認証第12号）	社会福祉をテーマとした企業の社会貢献活動
滋賀県自助具製作グループ連絡協議会（認証第13号）	専門職とボランティアの連携による自助具の普及

<奨 励>

団体等名称	奨励された取り組み
山中比叡平学区社会福祉協議会	学区社協における居場所と助け合いのコミュニティサービス活動（やまひ楽市楽座金曜力フェ）
八日市に冒険遊び場をつくる会	子どもたちに必要な“サンマ”（①空間②時間③仲間）を取り戻す活動
特定非営利活動法人宅老所 心	なじみの地域で、困りごとに寄り添い、支え助け合う活動
枝折おたすけ隊	団塊の世代を中心とした住民主体による多様なサービスモデル

「滋賀の『縁、』認証事業 平成28年度第1回認証委員会」において、新たに9団体等が認証、4団体等が奨励され、「第2回滋賀県社会福祉大会」（10／25（火）／於 栗東芸術文化会館さきら）において、「滋賀の縁」認証・奨励プレートを贈呈しました。



滋賀県社会福祉協議会の定款を全文変更しました

今般の社会福祉法人制度改革に伴い改正された社会福祉法に基づき、滋賀県社会福祉協議会の定款を全文変更し、平成28年12月27日に滋賀県知事より認可を受けました。(施行日：平成29年4月1日)

以下、定款変更にかかる考え方と主な変更点をご報告します。

1. 定款変更の基本的な考え方

改正社会福祉法（以下、改正法）の施行に対応し、厚生労働省の提示する「社会福祉法人定款例」（以下、定款例）に基づき全国社会福祉協議会が作成した「法人社協モデル定款」（以下、モデル定款）に準拠した全面改正としました。

2. 主な変更内容

(1) 評議員・評議員会関係

① 評議員定数の変更

改正法においては、評議員の員数は「理事の員数を超える数」と規定されました。

しかし、社会福祉協議会は歴史的に社団的な性格を有していることから、従来の評議員選任区分の考え方を踏襲するとともに、議決機関としての評議員会としての機能を強化する観点から、現行定数47名を「14名以上16名以内」としました。

同時に、本会の運営に幅広い分野からの参画と様々な団体・機関との協働態勢を図るために、現定款で規定している「種別協議会及び委員会」を見直します。

② 評議員の任期の変更

改正法に対応し、評議員の任期を「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」に変更しました。

③ 評議員選任・解任委員会の設置

改正法により評議員の選任は定款に定めによるものとされ、定款例ならびにモデル定款では、「評議員選任・解任委員会」方式が提示されていることから、本会定款においても、評議員の選任・解任を「評議員選任・解任委員会」において行うことを定めました。

※改正法附則第9条に基づき、平成29年4月1日までに変更後の定款の定めに従い、評議員を選任します。

(2) 役員関係

① 理事定数の変更

改正法により、理事会については、業務執行機関としての位置づけが明確になることを踏まえ、本会事業に関して日常的な関係をもち、法人の業務執行の決定、業務執行理事の職務執行の監督、会長の選定及び解職といった理事会の権限遂行に責任を果すとともに、新たな視点で業務執行を図るべく、現行定数の22名を「13名以上15名以内」としました。

② 監事

理事の職務執行の監査ならびに計算書類等の監査の機能を充実させる観点から、法定定数（2名）以上の3名以内としました。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成28年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

補償金額（保険金額）

保険金の種類	プラン	Aプラン		Bプラン	
		死亡保険金	1,200万円	1,800万円	後遺障害保険金
ケガの補償	入院保険金日額	6,500円	10,000円		
手術保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円		
	外来の手術	32,500円	50,000円		
通院保険金日額		4,000円	6,000円		
特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）に同じ			
葬祭費用保険金（特定感染症）		300万円（限度額）			
賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）			

年間保険料（1名あたり）

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ（※） （基本タイプ+地震・噴火・津波）		430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

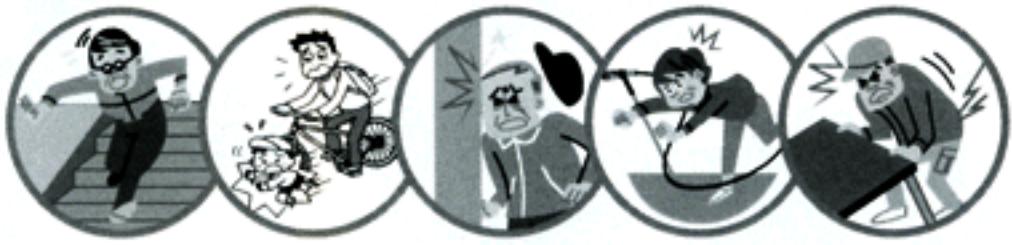
ふくしの保険

検索



（※）天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが（天災危険担保特約条項）、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償

（傷害保険）

福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

●お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL:03(3593)6824
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

地域福祉・ボランティア活動振興のため、次のとおりご寄付をいただきました。助け合いや子育て支援活動等地域福祉活動の推進に大切に活用させていただきます。
皆さまのご厚意に心よりお礼申しあげます。(敬称略・順不同)

ふれあい基金へのご寄付 (平成28年6月1日～平成28年12月31日)

○ TENSEISHINBIKAI 岡田茂吉 研究所	160,000円
○ 大同生命保険株式会社／AIU損害保険株式会社	46,800円
○ レイカディア大学 大学祭実行委員会	202,523円
○ 草津地区雇用対策協議会	236,649円
○ 匿名	500,000円
○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	30,000円
○ 一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会	65,000円
○ 滋賀県民共済生活協同組合	1,000,000円
○ エグゼクティブクラブ	10,000円
○ 手づくりグループ	50,000円



善意銀行 (平成28年6月1日～平成28年12月31日)

【預託の部】

○ 滋賀日産自動車株式会社	車椅子22台
○ 西村 登志男	300,000円
○ 滋賀ダイハツ販売株式会社	滋賀レイクスターズ ホームゲームチケット400枚
○ 関西遊技機商業協同組合	車いす5台／TKクッション5枚
○ 匿名	1,000,000円
○ 匿名	1,000,000円
○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	車いす1台

【払出の部】(物品)

○ 児童福祉施設、母子生活支援施設	蛍光ランプ101本
○ 市町社会福祉協議会（15市町社協）	車椅子22台
○ 児童福祉施設、特別支援学校、母子生活支援施設等	滋賀レイクスターズ ホームゲームチケット400枚
○ 市町社会福祉協議会（5市町社協）	車いす5台／TKクッション5枚



滋賀日産自動車株式会社



関西遊技機商業協同組合



滋賀ダイハツ販売株式会社

滋賀県社会福祉協議会では、みなさまからお寄せいただいた寄付金をもとに、ボランティア活動の振興、民間団体の地域福祉の向上のための活動への助成を行っています。

みなさまの「ふれあい基金」、「善意銀行」へのご寄付・ご協力をお願いいたします。

寄付に関するお問い合わせ・受付

滋賀県社会福祉協議会 事業部門地域福祉担当
(滋賀県ボランティアセンター)
〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138
TEL: 077-567-3924